

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 国府の
沖縄帰属問題(2)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43846

台灣上於下琉球住民保護

台普一六〇號

昭和三十一年二月九日

在中華民國日本國大使館

特命全權大使 堀内謙介



外務大臣 重光 葵 殿

在台琉球住民に關する外交部あて覚書写
等送付の件

一月十六日付亜五第三一號貴信による御來訓に基き二月七日外交部に対し、客年十月当館が実施した在台琉球住民に対

在中華民國日本國大使館

する調査は、中國の主權を侵害するものでない旨及び当館は右琉球住民に対する外交的保護の權利を留保する旨を同日付覚書を以て通報して置いたので、右覚書写一部別添送付する。尙客年十二月末当國において舉行された國民大会代表全國聯誼會四十四年度年会（客年十二月三十日付台普第一二〇〇號往信参照）において可決された琉球問題に關する建議案の提案理由は本問題を當國が重視しおる理由及び見解を窺う上に参考となると思われるので、右併せ写一部別添送付する。

在中華民國日本國大使館

客年十二月五日外交部許米洲司長は外交部長の命によるとて在中華民國日本國大使館宮崎公使に対し、口頭を以て客年十月日本國政府が実施した日本國國勢調査に關連し、右日本國大使館が在台琉球住民に対しても「登録」させたことにつき、右は中華民國の主權侵害であると抗議し、且つ、在台琉球住民の保護というが如き實際問題については日本國政府は今後一切手を引くよう要請した。

日本國が琉球に対し、現在尙潜在主權を有することは國際的に承認されたる明白なる事實であり、在中華民國日本國大使館は従来も機会ある毎に外交部に対し、右を主張して来た次第であるが、客年十二月十日宮崎公使は中華民國政府に右の点を明確にする目的を以て、許司長に対し別添のとおり(イ)一九五一年九月のサンフランシスコ講和會議席上において、「日本國との平和條約」第三條の解釈として、アメリカ合衆國代表ジョン・

フォスター・ダレス氏と連合王國代表ケネス・ヤンガー卿が発言した關係部分及び(ロ)右平和條約発効以後日本國が諸外國と締結した航空協定において、右潜在主權を確認せる關係條項等を援用した文書を參考資料として手交して置いた。

前記の如く日本國が琉球に対し潜在主權を有することから、琉球住民も当然に日本國籍を保有している訳であるが、更に右を實証する事例を三三挙げれば左のとおりである。

(一) 琉球列島等日本國に対する平和條約第三條の地域については、日本國が引続き主權(潜在主權)を保有しているのは、領土の所屬変更を生ずる場合における關係住民の新領有國國籍の取得、國籍の選択等の一般的な國籍得喪問題が生じていない。

又同平和條約は第三條その他の規定により第三條地域住民の國籍變更に關し、何等明示的に規定していないのみならず同平和條約以外においても住民の國籍變更に關し、日本國及

びアメリカ合衆國間に明示的又は默示的の合意が成立して
ない。

(二) 従つて、琉球住民の國籍問題は専ら日本國國內法によつて
決定せらるべきであり、日本國國內法は勿論琉球住民は日本
國國籍を保有するものとして取扱つてあり、例えば琉球列島
又は海外より日本本土に入域する琉球住民に対しては、日本
國の出入國管理令及び外國人登録法を適用してはいない。

(三) アメリカ合衆國政府も右日本國政府の取扱いに対して何等
異議を是らさんでおらず、却つて琉球住民の日本國國籍保有の
解釈を積極的に示している。

即ち、一九五四年八月ハワイの地方裁判所が同地在住の一
沖繩出身者の外人登録令違反事件に關し、被告は日本國國民
であるとの判決を下しているが、右の際「琉球及び小笠原群
島に対する主權は日本國に残り、且つ、その住民は日本國國
民である。」(It is concluded that sovereignty over Ryukyu and Bonin

Islands remains in Japan, and that the inhabitants thereof are Japanese
nationals)

とのアメリカ合衆國國務省法律顧問の見解を引用している。

↑日本國が琉球に対し「潜在主權」を有し、琉球住民は依然と
して日本國籍を有していることは前記のとおりである。従つて

日本國政府は客年十月の國勢調査に対し、在台琉球住民をも日
本國民と同様に右調査対象とする權利を有していた訳であるが、
当時日本國大使館が実施した在台琉球住民に対する調査は前記
一の許米洲司長が官崎公使に述べた如き「登録」ではなく、各
自の自発的申告を建前としたもので何等權力の発効を伴うもの
ではなかつた。従つて右日本國大使館が在台琉球住民に対して
採つた措置は何等中華民國の主權を侵害するものではない。

前記の如く琉球住民は日本國籍を有するから当然に海外に在
住する場合にも一般日本國民と同様に日本國政府の在外國民保
護權の下にあるから、在台琉球住民の保護につき日本國大使館
が一切手をひくよう主張する中華民國政府の抗議は日本國政府

この文は
琉球住民
の権利を
保護する
ものではない
と主張する
が、これは
誤りである
とされている

としては到底承服し難く。日本國大使館は外交部に対し、今後
在台琉球人に対し必要ある場合には外交保護權を行使すべきこ
とを留保する旨茲に通知する。

昭和三十一年二月七日

在中華民國日本國大使館

第五三一號

昭和三十一年一月十六日

外務大臣 重光 葵

在中華民國
特命全權大使 堀内 謙介 殿

台湾における琉球住民の保護に関する件

客年十二月十二日付台秘第一一二七号貴信をもつて御照会あつ
た本件に関し、次のとおり回答する。

海外における琉球住民の保護に関しては、客年八月十九日付
五合第一一七一号往信「琉球住民の地位及びその海外における
取扱に関する件」記載のとおり、琉球住民も依然として日本國
領を保有しているので、南西諸島を離れ海外に在在する場合に

は一般日本國民と同様に日本政府の在外国民保護權の下にある
といふべきである。

したがつて、在外琉球住民の正当な権利が侵害せられ、かつ
在留國官憲の保護が十分与えられない場合は、日本國民として
わが在外公館においても、その外交的保護の任に當るべきこと
は当然であるが、海外における琉球住民は、その琉球住民たる
の特殊のステータスから「琉球住民」の範圍は前記往信（内末
段記載のとおりであるから在外琉球人とは、現に米國民政府又
は琉球列島占領米當局發給の身分證明書を所持し、あるいは所
持すべくして外國に在住するものを指すと考えられる。）米
國出先官憲もこれに対する保護權を主張し得る立場にあるので
琉球住民が海外において難民状態に陥り、あるいは在留する國
の官憲より退去強制の処分を受けて再び米國の施政下たる琉球
列島に帰る場合、又は遣送標着した琉球住民の送還の場合にお

いて、当該國當局より直接米國領出先機關と連絡し処理される
ことは差支えなく、これらのものが安全に琉球に送還されるに
おいては、わが方として強いてこれに關与する必要を認めない
（前記往信をもつて通報した海外における琉球住民の取扱は、
右歸國又は送還に當り、本人又は当該國當局よりわが方在外公
館に連絡ある場合、わが在外公館が身許照會、所要經費の支払
方法等につき米國領出先官憲とも連絡協議の上積極的にこれが
保護に當つてゐる現状及びその手續を述べたものである）。

一方客年十月一日實際した在外日本人調査は、強制力を伴わな
いもので、國勢調査とは切離し、在留國各自の自発的申告を基
前とし、現地の実情に應じ適宜の方法により調査を依頼したも
のであるが、琉球住民も日本國民として本件調査の対象となり
得る訳であり往還第三一六号をもつて通報したとおり、南米そ
の他琉球住民の多数居住する諸外國においても、別段それに関

し問題ありたるが如き報告を受けていない。本件調査の性質にかんがみ、今後この種調査には責任国の実情に応じ、眞に眞意を期する要ありと存せられるも、今度の調査に当り、琉球住民を含めたことが中国の主権を侵害するものと雖じ、且つ實地における琉球住民の保護につき日本側は一切手を引くより主張する外交上の抗議は、球並の將來の地位に關する中国側かねての主張に關連せしめんとする底意と察せられ、前記へのべたとおりわが方としては保護を主張しうる立場にあるのであるからこの抗議は到底承服し難い次第である。

ついでには、右外交部の抗議に対し、わが方としては貴官外議のとおり、^{琉球}對する^海在^主權の存在を明らかにしおかれる候か、この際、海外における琉球住民の保護に關しても^{前記}わが方の見解を含みの上、^{琉球}住民に對しても必要ある場合、わが方外交的保護の権利を行使すべきことを留保する旨を申入れ

あたく、その際琉球住民の國籍に關する資料としては左記を利用ありたい。

「琉球列島等平和条約第三条の地域については、日本國が引き継ぎ主權（所謂殘存主權）を保有しているので、領土の所屬變更を生ずる場合における關係住民の新舊有國国籍の取得、国籍の選択等の一般的な国籍得喪問題が生じていない。

又平和条約は第三条その他の規定により第三条地域住民の国籍變更に關し、何等明示的に規定していないのみならず、平和条約以外においても住民の国籍變更に關し日米間に明示的又は黙示的の合意が成立していない。

「従つて、琉球住民の国籍問題は専ら國內法によつて決定せらるべきであり、日本國國內法は勿論琉球住民は日本國国籍を保有するものとして取扱つており、例えば、琉球列島又は海外より日本本土に入域する琉球住民に対しては、日本國の出入國管理令及び外國人登録法を適用していない。

「米國側においてもわが方の取扱に対して何ら異議を呈さんであらず、却つて、琉球住民の日本國国籍保有の解釈を積極的に示している。

即ち、一九五四年八月ハワイの連邦裁判所が同地在住の一沖繩出身者の外人登録令違反事件に關し、被告は日本國國民であるとの判決を下しているが、右の際、「琉球及び小笠原群島に對する主權は日本國にあり、且つ、その住民は日本國國民である」。

(It is concluded that sovereignty over Ryukyu and Bonin Islands remains in Japan, and that the inhabitants thereof are Japanese nationals.)

この米國國務省法律顧問の見解を引用している。

(American Journal of International Law Jan., 1955 參照)